

公益社団法人和歌山県青少年育成協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人和歌山県青少年育成協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年問題の重要性に鑑み、国及び県の施策に呼応し、関係機関及び団体が緊密な協力を保ち、広く県民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に関する人材・組織の育成並びに支援
- (2) 青少年の健全育成に係る情報発信及び意識の高揚・啓発
- (3) その他、公益目的を達成するための必要な事業

2 前項の事業は、和歌山県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人その他の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、援助するため入会した個人又は企業及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員又は、賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、正会員については、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の解任
- (3)定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 20名以内
- (2) 監事 1名以上 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち5名以内を副会長として置くことができる。

3 理事のうち会長、副会長以外の理事のうち1名を常務理事として置くことができる。

4 第2項の会長をもって一般法上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務

を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、事務局長を兼務することとし、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第20条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(名誉会長)

第26条 この法人に、任意の機関として、1 名の名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長の諮詢に応じ、又は自ら会長に対し意見を述べることができる。
- 4 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問)

第27条 この法人に任意の機関として、10 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、必要に応じ、会長の諮問に応え、意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 費用弁償による旅費の額は、和歌山県職員の例による。

(責任の免除)

第29条 役員の一般法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、毎年度2回以上開催する。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の種別)

第39条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中基本財産として記載された資産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第40条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理及び運用)

第41条 この法人の資産の管理及び運用は会長が行うものとし、その方法は理事会

の議決により定める資産管理・運用規程によるものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に和歌山県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 公益社団法人法及び公益財団法人法の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、和歌山県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく和歌山県知事に届けなければならぬ。

(合併等)

第47条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 地方推進委員会及び青少年育成県民運動推進委員

(地方推進委員会及び青少年育成県民運動推進委員)

第51条 この法人に、地方推進委員会及び青少年育成県民運動推進委員を置く。

2 地方推進委員会及び青少年育成県民運動推進委員に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て、会長が行う。
- 4 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- 5 前各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
 - (4) 認定及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告書及び収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (8) 監査報告書
 - (9) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、会長が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の末日とし、当該設立登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、仁坂吉伸とし、常務理事は南原彰一郎とする。